

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成26年4月21日)

| 項 目 | ページ |
|--|-----|
| 1 農業大学校の学生及び研修生の動向 【農業大学校】 | 1 |
| 2 農地中間管理事業の実施について 【経営支援課】 | 2 |
| 3 日豪EPA締結交渉合意の状況について 【とっとり農業戦略課、畜産課】 | 別紙 |
| 4 「鳥取県農業活力増進プラン」中間まとめについて 【とっとり農業戦略課】 | 4 |
| 5 地方産業競争力協議会における地域戦略の策定について 【とっとり農業戦略課】 | 5 |
| 6 鳥取県花き振興ビジョンについて 【生産振興課】 | 7 |
| 7 高病原性鳥インフルエンザ対応について 【畜産課】 | 別紙 |
| 8 豚流行性下痢（PED）発生への対応状況について 【畜産課】 | 9 |
| 9 境漁港の高度衛生管理型漁港・市場整備について 【水産課、境港水産事務所】 | 11 |
| 10 平成25年漁期のズワイガニ漁の結果について 【水産試験場】 | 13 |
| 11 平成26年度上期の漁況予報について 【水産試験場】 | 14 |
| 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課、県産材・林産振興課】 | 15 |

農 林 水 産 部

農業大学の学生及び研修生の動向

平成26年4月21日
農 業 大 学 校

1 養成課程

主に高卒者を対象とし、修業期間は2年間。

(1) 応募者・入学者の状況

入学者数は、定員30名に対し平成22年度は33名と多く、その後は25名前後で推移している。

専攻別では、毎年野菜コースの学生が多く、一時期人数の少なかった果樹コースも直近の3年は5～7名が入学している。

単位:人

| 入学年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 応募者数 | 32 | 38 | 48 | 32 | 29 | 29 | |
| 入学者数 | 果樹 | 4 | 7 | 2 | 5 | 7 | 6 |
| | 野菜 | 8 | 10(1) | 10 | 9(1) | 8 | 8 |
| | 花き | 3 | 6 | 3 | 6 | 1 | 3 |
| | 作物 | 4 | 5 | 5 | 3 | 6(1) | 4(1) |
| | 畜産 | 2 | 5 | 6(1) | 3 | 3 | 2 |
| 合計 | 21 | 33(1) | 26(1) | 26(1) | 25(1) | 23(1) | |

注:()は、社会人特別入学(但し内数)

(2) 卒業生の進路

非農家出身学生が多い状況の中、新規就農を含めて農業法人等への雇用による就農を推進しており、最近6カ年の就農率は38～59%で推移している。一般の就職者についても、その多くはJAや農業機械メーカーなど農業関連部門への就職である。

単位:人

| 区分 | 卒業年度 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 就 農 (a) | | 5 | 4 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 農業法人等 (b) | | 7 | 3 | 5 | 10 | 11 | 9 |
| 研修等の後就農 (c) | | 5 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 就 職 | | 4 | 8 | 10 | 12 | 10 | 9 |
| 進 学 | | 5 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 未 定 | | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 |
| 合 計 (d) | | 29 | 21 | 21 | 27 | 23 | 22 |
| 就農率 (a+b+c)/d | | 59% | 48% | 38% | 48% | 52% | 50% |

※平成20年度は研究課程を含む。

2 研修課程

就農を目指す社会人を対象とし、修業期間は1年以内。

近年の農業への関心の高まりを反映して退職帰農、IJUターン就農希望者等の応募が多く、毎年30～40名程度の受講者がある。(平成23年度から25年度にかけて定員を30名から37名に増員)

専攻別では、野菜の専攻の希望者が多い。修了者の9割以上が就農している。

| 年度 | 応募者数 | 受講者数(延べ) | | | | | | 修了者 (実数) | 就農者 (実数) | 就農率 (%) |
|----|------|----------|-----|----|----|----|-----|-------------|-------------|------------|
| | | 果樹 | 野菜 | 花き | 作物 | 畜産 | 計 | | | |
| 20 | 32 | 4 | 16 | 2 | 1 | 1 | 24 | 24(3) | 22 | 92 |
| 21 | 40 | 1 | 29 | 1 | 0 | 0 | 31 | 28(0) | 27 | 96 |
| 22 | 33 | 2 | 21 | 3 | 0 | 0 | 26 | 20(2) | 19 | 95 |
| 23 | 34 | 2 | 27 | 0 | 0 | 0 | 29 | 24(3) | 22 | 92 |
| 24 | 49 | 10 | 26 | 8 | 2 | 0 | 46 | 29(7) | 28 | 97 |
| 25 | 34 | 11 | 17 | 2 | 2 | 2 | 34 | 25(1) | 23 | 92 |
| 計 | 222 | 30 | 136 | 16 | 5 | 3 | 190 | 150(16) | 141 | 94 |

()内は短期研修修了後アグリスタート研修受講者数

農地中間管理事業の実施について

平成26年4月21日
経営支援課

1 概要

(1) 農地中間管理事業法等について

- ①農地中間管理事業の関連法案は、先の臨時国会(12月)で可決、成立。
- ②関連予算の一部は国の新たな経済対策として補正予算の政府案に盛り込まれ、通常国会で可決。
- ③4月の農地中間管理機構稼働に向けて準備を進めてきたところ。

【関連法】

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H26.3.1施行)
- (2) 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

【事業の目的】

(H26.4.1施行)
農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資する。

(2) これまでの取組

- ①1月14日 市町村及び関係機関への説明会実施
- ②1～2月 (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(以下、「担い手育成機構」という。)が各市町村に出向き、県も立ち会って説明と実施地区の考え方等を確認
- ③3月20日 県基本方針策定
- ④3月26日 「担い手育成機構」を農地中間管理機構に指定
- ⑤3月27日 農地中間管理事業規程認可、3月28日 事業計画・収支予算認可

2 課題

- ①農地中間管理事業と連動させるための『人・農地プラン』の見直しの推進
 - ・『人・農地プラン』に位置づけられた中心経営体数：687
 - ・認定農業者数：1,050
- ②農地の受け手となる担い手の育成の推進(集落営農育成、新規就農促進、法人化支援等)
- ③耕作放棄地対策との連動(非農地化すべき農地の判別方針検討を含む)

3 当面の取り組み

- ①4月1日 「担い手育成機構」が農地中間管理機構として稼働

【4月1日以降の農地中間管理事業の実施体制】

- 鳥取本部(東部・中部地域を所管)と米子本部(西部地域を所管)の体制
- 県から職員2名を新たに派遣
- 現地駐在員5名を配置(JA鳥取中央:2名、JA鳥取西部:3名)合計20名体制(担い手業務含む)

- ②4月17日 県関係機関(農林局(副局長)、普及所(所長)、技術普及室、農業試験場等)での合同打合せ
- ③4月25日 市町村、農業委員会、JA等関係機関への今後の事業推進等についての説明会
- ④5月～6月 「担い手育成機構」が市町村巡回で得た情報を基に、各市町村が重点実施地区を各農林局、JA等関係機関の協議の上で決定
- ⑤5月～6月 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う県経営強化促進基本方針の見直し
- ⑥7月1日 「担い手育成機構」から、市町村等に業務の一部を委託(市町村の予算措置後)
- ⑦7月1日～ 「担い手育成機構」が農地の受け手の募集を開始(募集の結果は公表)

【県農業経営基盤強化促進基本方針の見直し】

- ①育成すべき農業経営の指標(所得・労働時間)及び経営モデル類型を変更
- ②農業経営基盤強化促進法の改正、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定等に伴う変更
 - ・新規就農者の育成確保方針、農業経営の指標を位置づけ
 - ・担い手への農地集積等の目標設定(担い手集積率52%、18,000ha)
 - ・「担い手育成機構」が従来どおり農地売買等事業等を実施するよう、農地中間管理機構の特例事業を明記。

農地中間管理機構の体制整備

背景

- 耕作放棄地面積は年々増加
→再生可能な耕作放棄地面積1,041ha (H24 鳥取県)
- 人・農地プラン策定プロセスでの現場の声
→信頼できる農地の中間受け皿があると人と農地の課題解決がやりやすくなる。

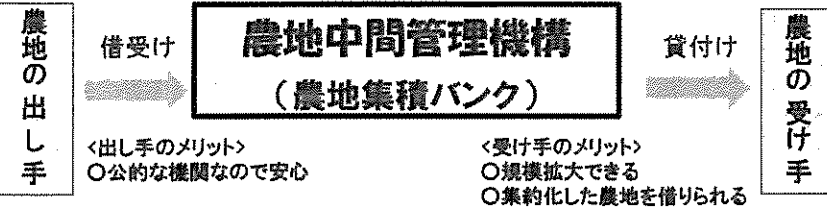
国の目標

今後10年間で担い手の農地利用が全国の農地面積の8割(現状5割)を目指す
(中山間地が多い鳥取県では 現状2割から5割を目指す)

新たな政策

農地中間管理事業の推進に関する法律
農地中間管理機構を設置(H26年度～)

本県では(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を指定



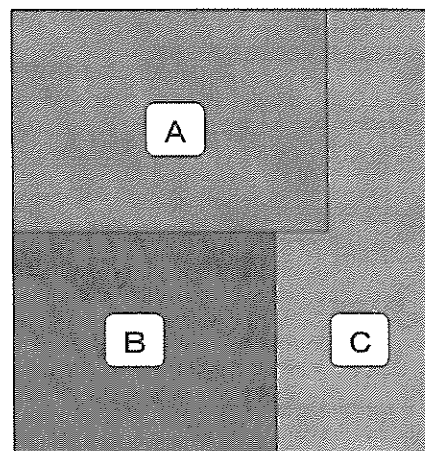
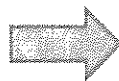
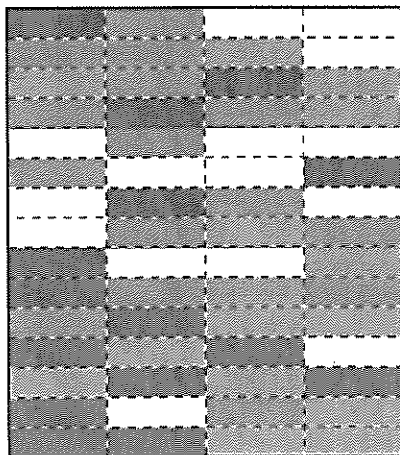
- ①地域内の分散し錯綜した農地を農地中間管理機構が借受け
- ②農地中間管理機構は、担い手にまとまりのある形で農地を貸付け
- ③農地中間管理機構は、当該農地を担い手へ貸付けるまでの間、管理

供給サイドの構造改革

農地の集積 (イメージ)

地域内の分散・錯綜した農地利用

担い手ごとに集積した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

「鳥取県農業活力増進プラン」中間まとめについて

平成26年4月21日
農業振興戦略監とっとり農業戦略課

本県農業の活力増進につながる施策を推進するため、昨年10月に鳥取県農業活力増進研究会を立ち上げ、「鳥取県農業活力増進プラン」策定に向け検討を進めていますが、このたび中間まとめを行いました。今後、昨年12月に国が示した4つの農政改革の検証などを行いながら、最終まとめを行います。

1. 中間まとめの概要（詳細は別添参照）

(1) 検討経過

平成25年10月16日～24日 県内5地区で地域の担い手農家等と意見交換
12月12日～19日 ”

(2) 中間まとめのポイント

○県の主要品目・特産物、中山間地農業、若手後継者などの観点から5つの検討テーマを設定し、各々ケーススタディを実施しながら課題と必要な施策を整理した。（→平成26年度当初予算へも反映）

- ①産地ブランドを形成し発展を目指しているスイカ産地（北栄町）
- ②若手酪農家の育つ本県の酪農中心地（琴浦町）
- ③梨の新品種に先導的に取り組んでいる産地（大山町）
- ④中山間地域で白ねぎとアスパラの複合産地化を進めている取組（東部地区）
- ⑤中山間地域でトマトと水稻を主体にした担い手や新規就農者確保の取組（日南町）

【研究会の検討を踏まえた新たな施策（以下、抜粋）】

| 農家の声 | 反映した施策（26年度当初予算） |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・産地維持、さらなる発展のためには、今後ともハウス導入が欠かせないが、導入コストが高い。 ・飼料価格の高騰が大きな課題であり、飼料用米の利用を考えている。 ・「輝太郎」の収益性が高いので、梨に固執しなくても柿との複合経営を進めたい。 ・後継者が経営承継する場合に支援が欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・スイカ・トマト等の産地力強化を図るため、鳥取型低コストモデルハウスを設置（園芸作物の施設化推進事業） ・飼料用米の給与試験（飼料用米利用拡大推進事業） ・「輝太郎」の梨廃園への新植（鳥取柿ぶどう等生産振興事業） ・親元就農支援（新規就農者総合支援事業） |

2. 今後の取組

○中間まとめ段階で反映した施策の推進と検証を行いながら、本年12月を目途としてプランの最終まとめを行う。（→必要な施策について適宜予算提案するとともに、国への提案・要望活動を実施）

《今後の主な取組》

- ・ブロッコリー、らっきょう等主要ブランドの産地課題を総点検するとともに、検討テーマを追加した上で必要な施策の検討
- ・4つの農政改革の検証
- ・「食のみやこ・フードバレーPT(5月設置予定)」で輸出拡大や6次産業化の促進などの検討

《最終まとめに向けた論点》

- ・元気で目標となる農家や組織の取組を横展開
- ・国への施策提言
- ・10年先を見据えた目標設定
- ・輸出拡大や6次産業化など「攻める農業」の展開

地方産業競争力協議会における地域戦略の策定について

平成26年4月21日
企画課
商工政策課
とっとり農業戦略課
観光戦略課

このたび、中国及び近畿ブロックの地方産業競争力協議会において以下のとおり各地方の地域戦略を策定しました。

【中国地方産業競争力協議会】

1 中国地方産業競争力協議会

- ・委員(22名)：中国5県知事、有識者・企業経営者等(17名)
- ・オブザーバー：国の地方支分部局

2 地域戦略の概要

中国地方独自の創意を生かし、主体的に地域の産業競争力強化を図るため、4つの重点推進分野及びその成長を支える取組の推進に官民あげて取り組む。

①地域戦略策定の基本的な考え方

- 中国地方の「強み」を活かした成長産業への挑戦
- 地域を元気にする基幹産業・伝統的産業の再興
- 成長産業の発展を支える中小企業の活力向上
- 産業発展の基盤となる人材育成とインフラ整備、地域の活力向上

②重点推進分野

- 先端ものづくり産業（環境・エネルギー関連産業クラスターの形成、高付加価値型電子部品・デバイスとその素材、製造技術研究等）
- 農林水産業（6次産業化・農商工連携の推進、特産品の輸出力強化等）
- 観光関連産業（広域観光の推進、インバウンドの推進等）
- 基幹産業・伝統的産業（伝統的産業の磨き上げ・情報発信等）

③重点推進分野の成長を支える取組

- 中小企業の活力向上（地場中小企業のネットワーク化による需要創出等）
- 多様性と活力に満ちた地域産業の創出（「人材」や「企業」などの“知”の呼び込み等）
- 中山間地域における産業の振興（産・学・官、工・農・商の人的ネットワークを活用した総合的支援等）
- アジアを中心とした海外展開支援（各企業の進出形態等に沿った支援策の提供等）
- 産業人材育成支援（働き手となる人材の育成・確保等）
- インフラ整備（山陰・山陽の地域内及び相互連携による物流基盤の強化等）

3 協議会の今後の進め方

- ・中国地方知事会の広域連携部会等を活用して、取組を進めるとともに、定期的にフォローアップを行う。
- ・フォローアップの状況は、適宜委員へ情報提供するほか協議会開催の場で報告する。
- ・地域戦略に基づき、国への要望を取りまとめ、要望活動を実施する予定。

【近畿ブロック地方産業競争力協議会】

1 近畿ブロック地方産業競争力協議会の構成

- ・委員(19名)：関西広域連合構成団体の長(11)、奈良県・福井県知事、経済団体の長(4)、有識者(1)
- ・オブザーバー：三重県、国の地方支分部局

2 地域戦略の概要

近畿の地域資源を活かして、近畿の経済社会を維持・発展させるために有効な5つの戦略分野を選定し、地域の産業競争力強化に資する重点強化策に、官民で連携して取り組む

◇戦略分野・重点強化策

- 成長産業の育成・強化や新市場の創出を行う分野【健康・医療等の先端技術】
 - ・革新的新技術の産業集積、拠点間の連携
 - ・新ビジネス・新市場の創出（環境・エネルギー産業など）
- ビジネスのグローバル展開に貢献する分野【特区・国際展開など】
 - ・国際ビジネス拠点の形成（特区制度の活用、外国人の生活環境整備、空港・港湾の機能強化）
 - ・海外展開の促進（水・医療ビジネスの国際展開、企業等の海外進出支援）
 - ・域内への投資・立地や他分野への転換の促進（外資誘致、民間投資の促進）
- 近畿の観光・文化資源を活かす分野【観光・文化産業など】
 - ・観光・文化資源のブランド構築・発信
- 地域の活力を支える産業の振興と雇用の拡大を図る分野【地場産業・中小企業・雇用・農林水産】
 - ・地域の商工業・サービス業の支援（中小企業支援、伝統産業やまんが・アニメ等のコンテンツ産業の振興）
 - ・農林水産業の競争力強化
 - ・雇用の維持・拡大（女性・高齢者・若者の就業・創業支援、子育て環境の整備）
- 近畿の産業競争力を支える基盤の強化に貢献する分野【交通インフラ・産業基盤・防災など】
 - ・交通インフラの整備（高規格道路のミッシングリンク解消、空港・港湾の整備）
 - ・科学技術・エネルギー等の産業基盤の整備（メタンハイドレート資源調査、SPRING-8-II等国際的科学技術プロジェクト、電源の多様化の促進）
 - ・防災対策の推進（首都バックアップ機能強化、南海トラフ地震等の防災対策）

3 協議会の今後の進め方

- ・関西広域連合が中心となり取組を進めるとともに定期的にフォローアップを行う。

【大臣及び産業競争力会議民間委員との意見交換】

4月21日（月）に内閣官房主催による「地域の成長戦略に関する意見交換会」が開催され、地域ブロックの代表者による各地域の成長戦略のポイントの説明と意見交換が行われる。

平井知事は中国ブロックの代表として出席。

【参考】地方産業競争力協議会の概要

1 設置根拠

国の成長戦略である「日本再興戦略（平成25年6月14日）」及び「成長戦略の当面の実行方針（平成25年10月1日）」に地方産業競争力協議会の設置が位置づけられ、全国各地の生の声を日本再興戦略の実行に反映させていくため、地域ブロックごとに国と地方が一体となり、取り組んでいくこととされた。

【日本再興戦略 —JAPAN is BACK—】

6. 中小企業・小規模事業所の革新

①地域のリソースの活用・結集・ブランド化

○地方産業競争力協議会（仮称）の設置

- ・全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、**地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会（仮称）」を設置する。**同協議会においては、地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする。

2 設置趣旨

地域独自の創意を生かし、主体的に地域の産業競争力強化等に関する検討を行うとともに、検討の内容を適時適切に国の政策決定プロセスに反映していくため、中国（近畿）地方産業競争力協議会を設置する。

鳥取県花き振興ビジョンについて

平成26年4月21日
農業振興戦略監生産振興課

1 概要

平成21年3月に鳥取県花き振興協議会と鳥取県が策定した「鳥取県花き振興ビジョン」が平成25年度に目標年を迎えたことから、これまでの取組状況と花き産業の現状を踏まえて、平成26年3月に新たな「鳥取県花き振興ビジョン」を策定した。これにより平成30年度を目標として、農業団体、花市場、花小売商組合、県等が連携しながら具体的な取組を推進する。

【鳥取県花き振興協議会】

J A全農とっとり、J A、県内花市場、花商協同組合、とっとり花回廊、鳥取大学、鳥取県 等

2 ビジョンの推進内容

(1) 重点対象品目

- ・主力品目：ストック、シンテッポウユリ、トルコギキョウ、花壇苗
- ・特産品目：リンドウ、枝物（ツルウメモドキ、ノイバラ、ヒサカキ）等



ととりの花

(2) 具体的な振興方策

①生産者の組織化や指導・生産販売体制の共同化による生産拡大と後継者、新規参入者の育成

J A生産組織による栽培技術指導や出荷販売体制の整備、個人経営者を対象とした商談会、研修会の開催等

②試験研究成果を活用した施設の高度利用による生産の推進

園芸試験場が開発したEOD光照射・加温による生育促進技術等の現地への普及

③地域・担い手の特徴を活かした花き複合経営の推進

中山間地での特産品目の選定や、梨園跡地での枝物栽培など、女性や高齢者等に経営モデルを提案

④優良種苗の生産性向上と種苗供給体制の整備による生産拡大

県育成のリンドウの新品種やシンテッポウユリの安価な苗供給体制について、県外事例も調査して検討

⑤産地と地元市場の連携による県産花きの販路確保と品質向上

生産者と花市場、花小売店等でほ場巡回し、いつの時期に、どのような品種を生産してどう販売するか等の打合せを行うことにより、生産販売の強化を図る

⑥将来の花き消費を拡大するための花育の推進（県産花きの活用）

花のまつり、小学生や社会人を対象としたフラワーアレンジメント教室の開催

(3) ビジョン目標（平成26年度～30年度）

①主要花きの販売額を増加する（J A系統出荷販売額）

| | 【H24】 | 【H30】 |
|----------|--------|--------|
| ストック | 208百万円 | 240百万円 |
| シンテッポウユリ | 50百万円 | 70百万円 |
| リンドウ | 14百万円 | 17百万円 |

②新技術の導入、普及（県事業の活用実績）：5件/年

(参考) ビジョン推進に係る県の主な施策

- 花き生産強化推進事業（H26当初予算 9,121千円）
新技術・新品目の導入支援、花の消費拡大事業（フラワーアレンジメント教室や花のまつりの開催等）
- 魅力ある中山間特産物等育成支援事業（H26当初予算 13,606千円）
中山間地域における花や野菜、果樹等の特産物の試作・普及への支援
- 園芸作物の施設化推進事業（H26当初予算 6,817千円）
低コストパイプハウスの開発、花と野菜によるハウスの高度利用体系のモデル化

<参考>

平成20年度策定の「鳥取県花き振興ビジョン」の目標達成状況

1 県外市場での競争に打ち勝つ市場競争力の強い産地づくり

○数値目標：主要花き販売高の増

(単位：百万円)

| 項目 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 24達成率 | H25目標 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| ストック | 223 | 212 | 182 | 179 | 172 | 208 | 87% | 240 |
| シンテッポウユリ | 39 | 38 | 41 | 49 | 47 | 50 | 111% | 45 |
| 花壇苗 | 126 | 113 | 105 | 100 | 92 | 74 | 49% | 150 |

(注) 全農とっとり取扱数値 $H24$ 達成率= $H24$ 年度数値/ $H25$ 年度目標値

【考察】

- ・西日本有数の産地であるストックの販売高は、一時期減少したが、平成24年度は、やや持ち直した。夏場の高温で花芽が着きにくいことと、冬場の寒さで出荷量が減少したことも要因と考えられる。
- ・関西を中心に出荷されているシンテッポウユリは、水田転作の推進作物としても増えつつあり、抑制栽培（秋咲き）の面積増と定植前後の温度管理技術の向上により出荷増で目標を達成した。
- ・花壇苗の農協系統への販売は大きく減少しているが、個人販売の比率が高く、大規模な生産者を中心として系統外販売の比率が増えていることも影響したと考えられる。

2 県内流通の効率化によるバラエティ豊かな花き生産者の育成と県内花き産業の活性化

○数値目標：県内花き市場における県内産比率の増

(単位：%)

| 項目 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 24達成率 | H25目標 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 県内産比率 | 20 | 19 | 17 | 16 | 15 | 13 | 52% | 25 |

(注) 主な品目は、きく、トルコギキョウ、ばら、枝物

【考察】

- ・県内花き市場における県内産比率は年々低下傾向にある。近年、販売を伸ばしている直売所の花きの販売高は465百万円と好調であり、県内生産者の仕向け先が変化していることも要因の一つと考えられる。

豚流行性下痢（PED）発生への対応状況について

平成26年4月21日
農業振興戦略監畜産課

豚流行性下痢（PED）の発生が全国で続いており、4月14日現在、29県303農場で発生が確認されています。

鳥取県でも3月13日（木）に琴浦町の農場で発生が確認されましたが、防疫措置により3月末には病気は沈静化しています。また、県内の他の農場での発生は認められていません。

しかし、全国的にPEDの発生が続いていることから、引き続き県内養豚場の浸潤状況調査と養豚関係者への防疫対策の徹底及び食肉センターでの消毒強化を継続します。

本病は、10日齢以下の「子豚」では死亡率が高いものの、母豚や肥育豚では一過性の下痢で治癒し、人に感染することはありません。

1 県内の発生状況

(1) 3月12日（水）、琴浦町の農場から倉吉家畜保健衛生所に子豚の集団下痢症状の通報（1農場 5,000頭飼育中 100頭の子豚で下痢）

(2) 同日、倉吉家畜保健衛生所が現地調査と遺伝子検査でPEDを疑う

(3) 3月13日（木）、確定検査（免疫染色）の結果、PEDと診断

※他の農場で異常は認められていない（県内農場数37戸、飼養頭数72,000頭）

2 防疫措置

(1) 発生農場

ア 発生農場に対し、症状のある豚の移動自粛を要請

イ 発生農場に対し、発生から4月3日（木）までの3週間、他農場への感染防止のため食肉センターへの平日出荷を自粛し週末に限定した出荷要請

ウ 豚舎の消毒とまん延防止対策の指示

(2) 未発生農場

発生情報の周知及び農場への病原体持込防止と消毒の徹底を通知

（3月13日、3月25日、4月3日）

(3) (株)鳥取県食肉センター

ア 3月12日（水）に食肉センターに動力噴霧機等の消毒設備を設置

イ 3月13日（木）から出荷者に長靴交換と防疫服着用を呼びかけ（家保立会い）

ウ 4月4日（金）係留所に交差汚染防止の仕切りを設置

※ 全国及び県内の発生状況をみながら4月下旬までア～ウについて継続予定。

3 全国の発生状況

平成25年10月以降に、29県303農場で発生を確認（4月14日時点）。2月中旬から再び感染が広がっている。

4 今後の対応

(1) 農場に対し、病原体持込み防止と消毒の徹底の注意喚起を継続

(2) 食肉センターでの交差汚染防止対策（入場時、退場時の消毒等）の継続

(3) 県内養豚場のPED浸潤状況調査（抗体検査を当面毎月実施）

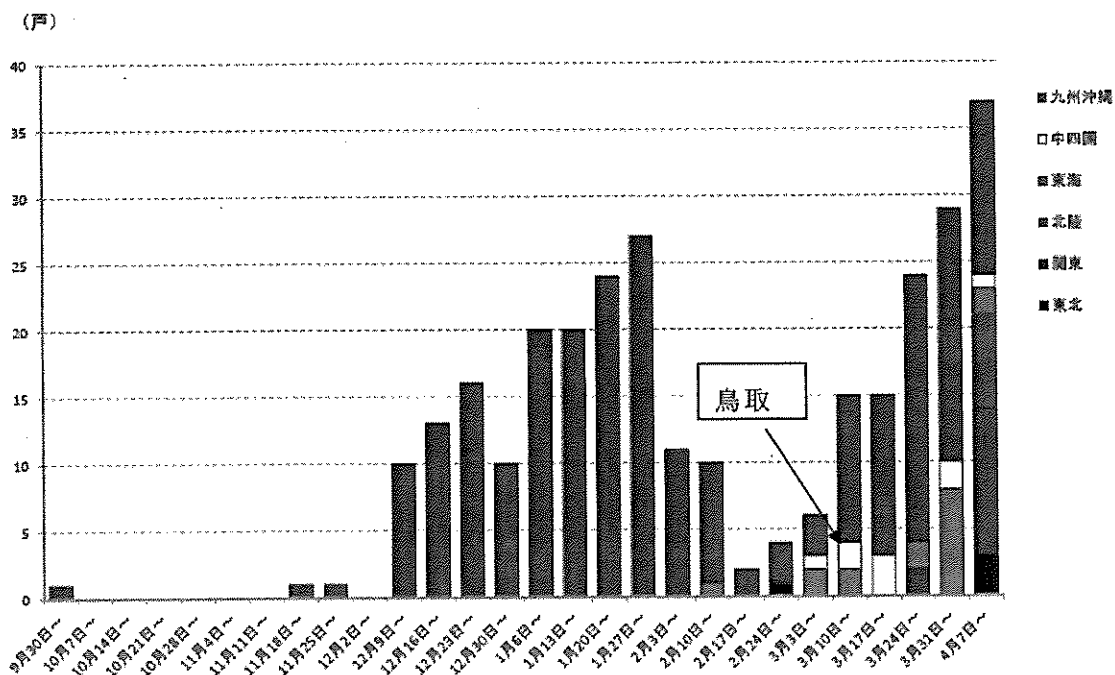
【参考】豚流行性下痢（PED）の概要

- (1) ウイルスの感染による豚の伝染病で、家畜伝染病予防法において「届出伝染病」に指定されている（本ウイルスは人には感染しない）。高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの「法定伝染病」の対応とは異なり、殺処分や移動制限等の防疫措置は実施せず、治癒後は、通常どおりと畜場へ出荷することができる。

＜家畜伝染病予防法で規定される伝染性疾病的の種類＞
 法定伝染病：病性が激しく、伝播力が強い悪性の疾病で、まん延防止のために強力な措置を講ずる必要がある伝染病（口蹄疫や鳥インフルエンザなど28疾病）
 届出伝染病：法定伝染病に比べて病性が弱い、発生の状況を把握して被害の防止を図る必要がある伝染病（本病など71疾病）

- (2) 主症状は水様性下痢や嘔吐で、10日齢以下の子豚は死亡率が高いが、繁殖豚や肥育豚の死亡はまれで、一週間程度で治癒する。
 (3) 国内発生状況（平成26年4月14日時点）
 平成25年10月以降に、九州を中心に29県303件の発生が確認されている。なお、これまで本県における発生はなかった。
 （沖縄、茨城、鹿児島、宮崎、熊本、愛知、青森、高知、岡山、佐賀、大分、鳥取、福岡、長崎、埼玉、千葉、三重、香川、愛媛、栃木、群馬、新潟、静岡、石川、富山、山形、福島、岐阜、北海道）
 (4) 海外の発生状況
 米国では、平成25年4月以降本病が大流行しており、平成26年3月16日の公表データでは、27州において5,019件の発生が報告されているほか、最近では、中国や韓国、台湾などでも発生している。

豚流行性下痢の新たな発生確定件数の推移(週毎・ブロック別)



※発生戸数は4月13日までの数値

境漁港の高度衛生管理型漁港・市場整備について

平成 26 年 4 月 21 日
水 産 課
境 港 水 産 事 務 所
空 港 港 湾 課

平成 26 年 3 月 20 日（木）に「第 6 回さかいみなと漁港・市場活性化協議会（会長：大谷和三）」が開催され、水産庁から提示された「高度衛生管理型漁港・市場の整備構想案」が承認されました。今後、具体的な整備内容及び合理的な岸壁利用等について協議を進めていく予定です。

1 計画概要

- ゾーニングにより水産物の陸揚げから出荷までの流れを一方向化、危害が混入しない閉鎖型市場の確保
 - 漁業種類、魚種別による専用岸壁化（かにかご、沖合底びき網、いか釣り、マグロ）
 - 専用岸壁への車両進入禁止、人の出入制限
 - 専用岸壁化により不足するまき網のスケール売りの陸揚岸壁の確保
- ※別紙「計画案」参照

2 今後の取組

- 具体的な整備内容、規模を関係者と協議しながら計画を策定していく。
- 老朽化が著しい 1 号・2 号上屋の基本設計及び 2 号上屋前面岸壁の耐震化設計に着手する予定。
- まき網専用岸壁については、漁港・市場・港湾等の関係者と引き続き調整を行っていく。

3 今後のスケジュール

- H26. 8 高度衛生管理基本計画の策定（国）
- H26. 9 特定漁港漁場整備計画の策定（国）
- H26. 10 1 号・2 号上屋基本設計及び 2 号上屋前面の岸壁耐震化詳細設計（～H31 工事完了）（県）
事業完了 H35 年度

（参考）平成 25 年度協議会等の実施状況

| 会議名 | 実施状況 |
|-------------------|---|
| さかいみなと漁港・市場活性化協議会 | H25. 8 月、H26. 3 月（計 2 回開催） |
| WG・専門委員会 | H25. 9 月～H26. 3 月（計 5 回開催） |
| 国による直轄調査 | H25. 6 月～H25. 12 月（計 6 回実施） |
| 活性化協議会による先進地視察 | H25. 5 月 ・高知県すくも湾漁協中央市場 ・愛媛県八幡浜市水産物地方卸売市場 |
| 漁港・市場の品質・衛生管理講習会 | H26. 2 月開催 |

平成25年漁期のズワイガニ漁の結果について

平成26年4月21日
水産試験場

1 概況

平成25年漁期：松葉がに H25. 11. 6 ~ H26. 3. 20
 親がに H25. 11. 6 ~ H26. 12. 31 (10日短縮)
 若松葉がに H26. 1. 20 ~ H26. 2. 28 (10日短縮)
 操業隻数：田後10隻、網代10隻、賀露6隻 境港1隻 計27隻 (前年同)

(1) 水揚量

- ・前年に比べ、松葉がに、親がに、若松葉がにともに減少した。
- ・資源状況は1990年代中頃から増加傾向にあったが、近年は減少傾向で推移。

(2) 水揚金額

- ・前年に比べ、松葉がにと親がには増加し、若松葉がには減少した。

| 種類 | 水揚量(トン) | | | | 水揚金額(百万円) | | | |
|-------|---------|-----|-----|----|-----------|-------|------|----|
| | 前漁期 | 今漁期 | 対前年 | 傾向 | 前漁期 | 今漁期 | 対前年 | 傾向 |
| 松葉がに | 334 | 301 | 90% | ↓ | 966 | 1,061 | 110% | ↑ |
| 親がに | 595 | 522 | 88% | ↓ | 687 | 775 | 113% | ↑ |
| 若松葉がに | 173 | 111 | 64% | ↓ | 144 | 104 | 72% | ↓ |
| 計 | 1,171 | 934 | 85% | ↓ | 1,797 | 1,940 | 108% | ↑ |

《参考》水揚量過去最高5,280トン(S38)、最低309トン(H3) 【S27年以降の統計】

- ・単価は全種類(松葉がに、親がに、若松葉がに)ともに前年を上回り平均単価は2,077円/kgであった。

| 平均単価(円/kg) ※全種類 | | | |
|-----------------|-------|------|---|
| 1,631 | 2,077 | 127% | ↑ |

2 今期の漁獲の分析と今後の資源動向について

【松葉がにの減少について】

- ・隠岐諸島北方の海域では多かったものの、これまで多かった島根～山口県沖の資源が減少したため水揚量は前年を下回った。

【親がにの減少について】

- ・自主規制により前年より漁期を短縮したこと及び、全域で資源量が減少したため水揚量は前年を下回った。

【若松葉がにの減少について】

- ・自主規制により前年より漁期を短縮したこと及び、若松葉がにの保護意識の高まりにより若松葉がに漁を早めに切り上げ、カレイやホタルイカなど他の魚種を漁獲する生産者もあったため水揚量は前年を下回った。

【今後の資源動向について】

- ・資源量は横ばい又は減少し、大幅な増加は見込めない見通し。
- ・平成26年漁期の見通しについては、漁期前(10月)の試験操業調査結果等を踏まえて報告する。
- ・資源回復を目的としたズワイガニ禁漁期中の混獲を回避する改良漁具を開発し、普及を図っているところである。

平成26年度上期の漁況予報について

平成26年4月21日
水産試験場

水産試験場が行った平成26年度上期の沖合漁業の漁況予報は、下記のとおりです。

〔 沖合漁業漁況予報は境港地区及び東部地区(賀露、網代、田後)で説明しており、今回は境港地区漁海況連絡会議(H26.3.14)及び網代・田後のイカ報告会(H26.4.4)で説明したもの。 〕

記

<主な魚種の漁況予測>

| 魚種 | 見込み | 理由 | 参考 H25年度 上期漁獲量 | |
|----------|-------|------------------------------|--|------------------------|
| 境港 | スルメイカ | 前年同様に漁獲量は少ない | 資源は平年並みであるが、水温帯の配置の影響と北上の早期化から、近年鳥取沖では春・夏期の漁場形成が不調であるため。 | 85トン |
| | マアジ | 1歳魚を主体に平年を上回る | 昨年の0歳魚の資源量調査の結果、資源量指数は調査開始以来最高となったことから潜在的にH25年産まれのマアジの資源量は多いと考えられる。 | 20,921トン |
| | マサバ | 0歳魚を主体に平年並み | 資源状況は低位・横ばい傾向にあり、昨年度の漁獲は低調に推移した。荒天による操業日数減もあるが資源状況の不良が主因と考えられる。 | 2,721トン |
| | マイワシ | 1歳魚を主体に平年を上回る | マイワシはH14年以降漁獲量・資源量が増加傾向にある。H23年の大規模な発生群は寿命を迎えるが、H25年の発生群が好調であったので、資源の増加が期待される。 | 13,430トン |
| | クロマグロ | 漁獲の主体の3歳魚(体重約30kg)は前年の漁獲を下回る | 漁獲主体となる3歳魚の群れは、昨年、一昨年と回遊先の地域での漁獲が少ないため、本年日本海に来遊する資源量も少ないと考えられる。 | 1,333トン (30kg以下を除く) |
| 網代・賀露・境港 | ハタハタ | 平年を下回る | 漁獲の主体となる2歳魚の資源が少なく1歳魚も少ない見込みのため。 | 1,086トン |
| | アカガレイ | 平年並み | 30cm前後の成魚は少なめであるが、漁獲の主体である25cm前後のものが堅調であるため。 | 1,157トン |
| | ソウハチ | 平年を上回る | 2～3歳の幼魚が多く、今後これらが漁獲対象となるため。 | 180トン |

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成26年4月21日

【新規分】

農 林 水 産 部

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工 期 | 契約年月日 | 工事内容 | 摘 要 |
|-----------------------------------|-------------------------|------------------|------------------------|--|-------------------------------|------------|---|--------------------|
| 県産材・林産振興課 (中部総合事務所 農林局) | 林道若桜・江府線開設工事 (曹源寺工区) | 東伯郡 三朝町 久原 | 株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二 | 105,732,000円 (予定価格 115,630,200円) | 平成25年3月25日 ～ 平成26年12月5日 | 平成25年3月25日 | 林道開設 L=498.8m 掘削工 V=13,056m3 盛土工 V=3,547m3 残土処理工 V=7,736m3 路盤工 A=3,649.8m2 植生工 A=352.8m2 擁壁工(補強土壁工) N=3箇所 防護施設工 L=44.0m 排水構造物工 L=819.3m 仮設工 1式 | 制限付一般競争入札 (13社) |

【変更分】

農 林 水 産 部

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工 期 | 契約年月日 | 工事内容 | 摘 要 |
|---------------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------|---|------------------------------|--|--|-----|
| 農地・水保全課 (中部総合事務所 農林局) | 船上山地区 地域用水環境整備事業(小水力発電所水車発電機等製作据付)工事 | 東伯郡 琴浦町 山川 | 田中水力 株式会社 代表取締役 田中 幸太 | (当初契約額) 120,645,000円 (第1回変更後契約額) 122,141,880円 (変更額) 1,496,880円 | 平成25年8月5日 ～ 平成26年9月30日 | (当初契約年月日) 平成25年8月5日 (第1回変更契約年月日) 平成26年3月20日 | 水車・発電機および配電盤等電気設備の製作据付工事 水車 N=1台 発電機 N=1台 配電盤・情報伝達装置等 1式 ○変更内容(+1,496千円) ・既存流量計の移設に伴い、老朽化した部品の交換を要したことによる増。 | |